

20都環公総地第267号
平成21年3月19日
東京都環境整備公社

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 積算熱量計設置ガイドライン

1. 目的

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（以下「本事業」という。）においては、補助金交付の条件として、補助金の交付を受けた太陽熱利用システムが生み出した熱量のうち、設置した住宅において使用された熱量（以下「自家消費熱量」という。）に相当する10年分の環境価値を財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）に無償で譲渡することが定められている。

補助金の交付対象となる太陽熱利用システムは、公社に譲渡された環境価値についてグリーン熱証書の発行ができない「太陽熱利用システムA」と公社に譲渡された環境価値についてグリーン熱証書の発行ができる「太陽熱利用システムB」の二種類に分けられている。

公社に譲渡された環境価値についてグリーン熱証書の発行を行うためには、自家消費熱量を測定する積算熱量計の設置が必要になる。

本ガイドラインは、本事業における「太陽熱利用システムB」への申請を行う者に対し、申請に必要な積算熱量計の設置方法について、基本的事項を記述したものである。

なお、グリーン熱証書として発行することのできる熱量（以下「グリーン熱相当量」という。）は、自家消費熱量から、太陽熱利用システムBの稼動に必要な補機動力（ポンプの消費電力量）を控除した熱量となる。

$$[\text{グリーン熱相当量}] = [\text{自家消費熱量 (給湯・暖房)}] - [\text{補機動力}]$$

2. 積算熱量計の設置方法

(1) 戸建住宅に設置する場合

① 積算熱量計の種類

本事業において、「太陽熱利用システムB」を戸建住宅に設置する場合は、自家消費熱量を測定する計量法（平成4年法律第51号）に適合した積算熱量計を適正に設置しなければならない。計量法に適合した積算熱量計とは、指定製造事業者における基準適合検査、または独立行政法人産業技術総合研究所にて検定に合格した計器のことである。

なお、積算熱量計については、次に定める有効期限以降のものであることが必要である。

- ・平成21年度中に申請をする場合—有効期限が平成28年10月以降
- ・平成22年度中に申請をする場合—有効期限が平成29年10月以降

② 積算熱量計の設置場所

本事業においては、「太陽熱利用システムB」における自家消費熱量について、毎年、その実績を公社が指定する調査員が確認する。そのため、自家消費熱量の確認に必要な積算熱量計を戸建住宅に設置する場合は、住宅の屋外でかつ調査員による確認が容易な場所に設置することが必要である。

また、積算熱量計又はその周辺部に、十分大きな文字で、かつ容易に消えない方法で“グリーン熱積算熱量計”的表示を行うこと。

戸建住宅に設置された「太陽熱利用システムB」においては、自家消費熱量のうち給湯用に利用された熱量を測定するため、図1のとおり積算熱量計を設置し、蓄熱槽（貯湯タンク）へ給水する水温と蓄熱槽（貯湯タンク）から出た後の水温の温度差及び蓄熱槽（貯湯タンク）から出た後の給湯量を測定することで、自家消費熱量を測定する。

戸建住宅に積算熱量計を設置する場合の設置方法を図1に示す。

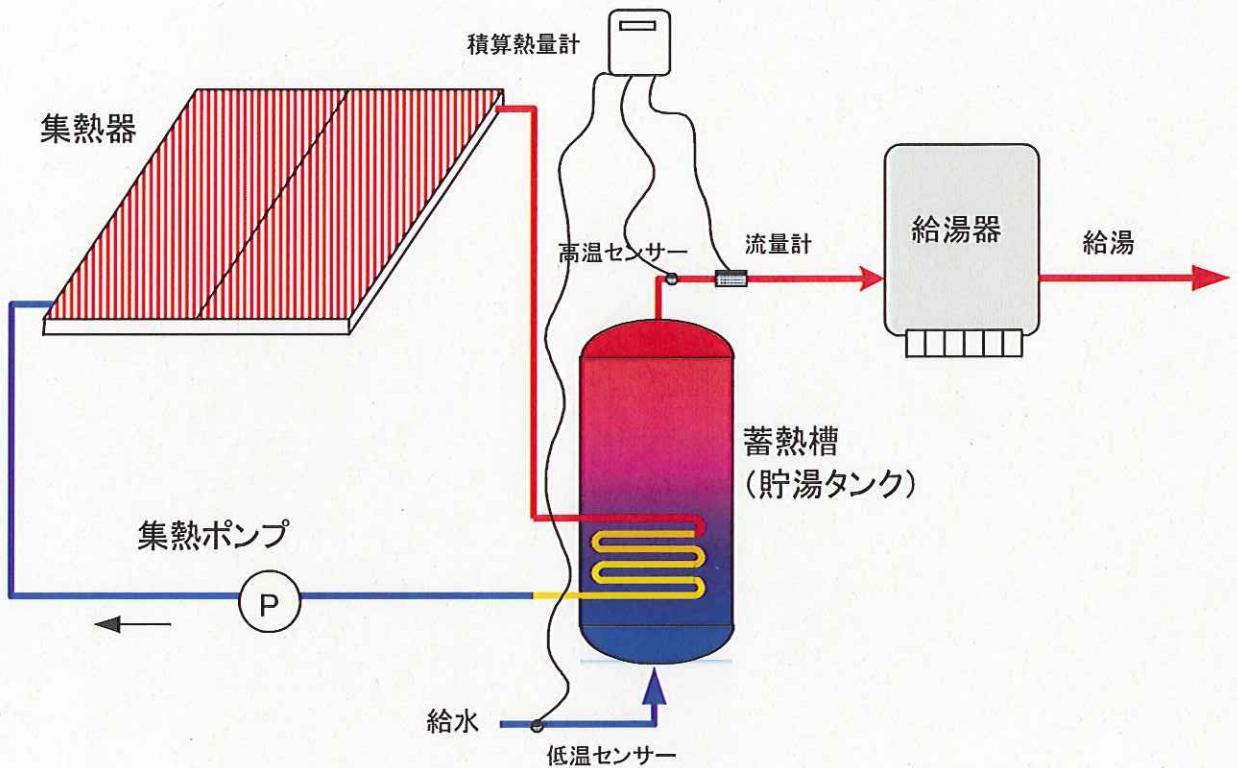


図1. 積算熱量計を戸建住宅に設置する場合

(2) 集合住宅に設置する場合

本事業において、「太陽熱利用システムB」を集合住宅に設置する場合は、積算熱量計の設置方法（種類・場所等）について、公社にあらかじめ確認の上設置すること。

3. 積算熱量計の管理区分

表1. 積算熱量計の表示と管理区分

名称表示	所有者	管理責任者	設置・交換費用負担
グリーン熱積算熱量計	補助事業者 (設置者)	補助事業者 (設置者)	補助事業者 (設置者)

4. 補足、注意事項

- ・図1のシステムフロー図と異なる太陽熱利用システムを戸建住宅に設置する場合には、グリーン熱証書の発行ができない場合があるので、公社にあらかじめ確認の上、積算熱量計を設置すること。
- ・積算熱量計は、設置場所に応じて必要な保護機能を備えた収納箱に納めて設置すること。
- ・計量法では検定品の有効期間が定められている（通常8年）。
- ・当事業の補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して8年度目の10月31日までに、積算熱量計に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理・改善措置をとること。

以 上